

必ずお読み下さい。第31号⑦

◀ TEL 058-263-4236 FAX 058-263-9555 ▶



@GIFUKITA\_AOIRO



## 源泉税個別指導日・前期記帳確認のご案内 (前回号ご案内済み)

納期の特例を受けておられる方々の、1月～6月分までの源泉税の納付は7月10日が期限ですのでお忘れなく納税して下さい。また、同時期に記帳確認も行います。

下記により個別指導日を設けましたので**予約制**で実施致します。(場所は、両行事とも当会会議室です。)

**源泉税個別指導** 日時 7月1日(月)～7月10日(水) 受付時間 前回号を参照  
持参品 源泉徴収簿等源泉税関係書類(青色のファイル)、納付書

昨年分もご持参下さい

**記帳確認** 日時 7月1日(月)～7月12日(金) 受付時間 前回号を参照  
持参品 ①パソコンやバックアップデータ(会計ソフト利用者の方)  
②現金出納帳や元帳などの諸帳簿  
③源泉徴収簿等源泉税関係書類(青色のファイル)  
④試算表又は月別集計表  
⑤昨年分の決算書・確定申告書控(緑色のファイル)  
⑥車等を購入された方は、車等の明細書やローン明細書など

ネット予約  
出来ます  
予約数は“1”で

令和6年6月1日  
以降、定額減税が  
行われますので  
ご注意下さい。

### ★青年部行事★

## “異業種交流会 & 勉強会開催のご案内”

### 事前告知

日時 令和6年10月4日(金) 午後6時30分を予定

場所 当会会議室

勉強会テーマ 「未定」次回号にてご案内予定

昨年、大変盛り上がりました！簡単な懇親会も行いますので多数のご参加お待ちしております。

### アメリカンファミリー保険ご加入の皆様へ！

当会では、アフラックと団体契約を締結しております。アメリカンファミリー保険にご加入頂いて見える方、団体割引が適用できます。(事業主のみ)

### 労働保険・一人親方労働保険の事務組合を行っています！

他人従業員さんの労働保険(雇用保険含む)や一人親方の労働保険を扱っております。もし、ご検討したいと思われる方は、ご相談を！

なお、取扱いに際しては、会費以外に組合費や手数料が必要となります。

◎法律相談：毎月第4水曜日(予約制)

①午後1時～

②午後1時40分～

③午後2時20分～

協力：弁護士法人 岐阜合同法律事務所

※予約がない場合は、お休みを致します。

### 総会報告

去る5月23日に、当会会議室におきまして代議員総会が開催されました。令和5年度の事業報告並びに収支計算報告、令和6年度の事業計画(案)並びに収支予算書(案)、任期満了に伴う理事及び監事改選の件が提出され原案通り承認可決されました。今まで以上に更なる会員サービスの充実と組織力の向上のため、役職員とも鋭意努力して取り組んでまいります。今後とも皆様のご支援ご協力を宜しくお願い申し上げます。

(なお、定款、総会資料、各種規則は事務局に備え付けてあります。)

## 新規会員募集中

### 事務局からのお知らせ

※下記日程は、事務局を閉館させていただきます。

8月13日(火)・14日(水)・15日(木)

お盆のため

ご迷惑をお掛けしますが、宜しくお願い致します。

また、上記以外に閉館する場合は、HP等にてご連絡致します。

〒500-8812 岐阜市美江寺町1-5 岐阜北青色会館2階 (一社) 岐阜北青色申告会  
TEL 058-263-4236 FAX 058-263-9555 発行 令和6年6月

## ★定額減税（給与所得者の方へ）について★

令和6年6月1日以降に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額が控除される方法で行われます。

### ○定額減税を受けることができる方

定額減税を受けることができる方は次のいずれも該当する方です。

- 令和6年分の所得税の納税者である方（居住者に限ります。）
- 令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方

### ○定額減税額

定額減税額は次のイとロの合計額です。

- イ. 本人（居住者に限ります。） 30,000円
- ロ. 同一生計配偶者又は扶養親族（いずれも居住者に限ります。） 1人につき 30,000円

#### 注意事項

- ・その合計額があなたの所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。
- ・同一生計配偶者とは、あなたの配偶者で、次の3つの要件のすべてに当てはまる方です。
  - ①あなたと生計を一にしていること。
  - ②その年分の合計所得金額が48万円以下であること。
  - ③青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていないこと、または白色申告者の事業専従者でないこと。

### ○実施方法

給与所得者の方に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している勤務先において令和6年6月1日以降最初に支払われる給与等（賞与を含みます。）に対する源泉徴収税額から定額減税が控除される方法で行われます。

### ○各人別控除事績簿の作成

基準日在職者の各人別の各月の控除額等を管理する事績簿の作成を行って下さい。国税庁ホームページからダウンロード出来ますし、当会にも準備してあります。

### ○給与支払明細書への控除額の表示

減税額の控除を行った場合には、給与等の支払いの際に従業員の方へ交付する給与支払明細書の適宜の箇所に減税額のうち実際に控除した金額を「定額減税額（所得税）×××円」又は「定額減税×××円」などと表示して下さい。

### ○事業主の定額減税について

令和6年分の確定申告時に減税されます。但し、予定納税のある方は事業主分のみ先に減税されます。扶養親族等がお見えになる場合はその扶養親族分も予定納税で減額しようとする減額申請（申請期限有り）が必要になります。

### ○その他

ご不明な点は、源泉税個別指導（7/1～7/10）をご利用下さい。  
事業主の定額減税は、確定申告で実施されます。

一部国税庁HPより抜粋

引き続き、すべての業務において予約制で実施しております。大変ご面倒をおかけしますが、ご理解頂きご対応の程宜しくお願い致します。